

令和3年3月19日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

緊急事態宣言解除に伴う本学の措置について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言については、令和3年3月21日をもって解除されることが発表されました。

これを踏まえ、本学では下記の措置を講ずることといたします。全国では、未だ継続して感染が確認されている地域があり、変異株による感染拡大も懸念されることから、教職員の皆様には、感染の再拡大防止に向け、緊急事態宣言の解除に気を緩めることなく、引き続き感染防止対策を講じるようご協力をお願いします。

記

1 県境をまたぐ移動についての注意

- 緊急事態宣言が発令されている地域を目的地又は経由地とする出張の命令を控えることとしておりましたが、これを解除します。
- 緊急事態宣言が発令されている地域から本学への学外者の来訪は控えていただくこととしておりましたが、これを解除します。
- 県外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意し、移動する際には万全の感染防止対策を講じてください。

2 感染予防対策の徹底

- 感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、引き続き基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

3 年度末に向けて行われる行事の留意事項

- 歓送迎会、飲食を伴う謝恩会、宴会を伴う花見及びこれに類する会合は控えてください。
- 会食をする場合は、4人以下でのマスク会食とし、手洗いやうがい、手指の消毒など基本的な感染症対策を徹底してください。

4 措置の期間

令和3年3月22日（月）から

以上